

浜田市告示第7号

浜田市軽度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月20日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市軽度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市軽度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱（平成 23 年浜田市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 申請日の属する年度の前年度の 3 月 31 日時点において年齢が 18 歳未満の者
  - (2) いずれかの耳の聴力レベルが 70 デシベル未満の者（聴力レベルが 30 デシベル未満の者にあつては、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師（以下「指定医師」という。）が補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断する場合に限る。）であつて、身体障害者手帳（聴力の障害に係るものに限る。）の交付の対象とならないもの
  - (3) 指定医師が補聴器の装用の必要があると認める者
- 別表中

「

イヤーマールド交換	9,500 円	1 年	を
-----------	---------	-----	---

」

「

イヤーマールド交換		9,500 円	1 年	に
補聴援助システムに必要な機器	受信機及びワイヤレスマイク	232,700 円	5 年	
	オーディオチュー	5,250 円		

」

改め、同表備考第 1 項中「必要とする」を「購入する」に改め、同表備考中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 受信機又はワイヤレスマイクのいずれか一方を購入する場合は、232,700 円をそれぞれ 1 台当たりの基準額として、その購入に要する経費を助成の対象とする。この場合において、他方の購入に要する経費は、当該助成の決定を受けた日後 5 年を経過するまでは、助成の対象としない。
- 3 デジタル式補聴器を購入する場合であつて、補聴器の装用に関し専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要なときは、この表に定める基準額に 2,000 円の範囲内で当該調整に要する経費を加算する。

様式第 2 号中

「

障害の状況	
-------	--

を

」

「

障害の状況	
補聴器の名称 及び処方	

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 2 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市軽度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。